南知多町家庭用防犯カメラ設置基準

南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱第４条第１項第２号に定める南知多町家庭用防犯カメラ設置基準は次のとおりとする。

１　設置目的

　　犯罪の防止を目的とするものであること。

２　設置について

1. 家庭用防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者

を置く。

1. 自らの住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定して設置すること。
2. 不必要な個人の画像を撮影しないよう撮影区域を最低限必要な範囲に限定す

ること。

1. やむを得ず撮影範囲に近隣の住宅の出入口等が含まれる場合は、対象住宅か

ら同意を得ること。

1. 家庭用防犯カメラの撮影区域または見やすい場所に、家庭用防犯カメラを設置

していることを表示すること。

３　操作及び視聴について

　　家庭用防犯カメラの操作及び視聴は、管理責任者またはその同居する者（以下、

管理責任者等とする）が行うものとする。

４　画像データの適切な管理について

1. 画像データが外部に漏れることがないよう、適切な管理を行うこと。
2. 画像データの保存期間は30日未満とし、不必要なデータ保存はしないこと。
3. 画像データは、管理責任者等以外の者が閲覧できないよう厳重に管理し、複写

及び外部への持ち出しはしないこと。

1. 画像データの加工は禁止とし、保存期間を経過した画像は、速やかに削除又は

上書きにより消去すること。

1. 記録媒体を破棄する場合、画像データの読み取りまたは復元ができないよう処

分すること。

５　記録された画像の提供の制限

プライバシー保護のため、ＳＮＳ等への投稿やメディアを含んだ第三者への画像の提供は原則禁止すること。ただし、次の場合については、提供できるものとする。

　⑴　法令等に定めがある場合

　⑵　人の生命、身体または財産の安全の確保のため緊急の必要性がある場合

　⑶　捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合

６　保守点検

　　管理責任者等は、家庭用防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を

行うこと。

附　則

この基準は、令和３年９月１日から施行する。